

国民健康保険税率の改正のお知らせ

▶問合せ 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。平成30年度から従来市区町村ごとに運営してきた国民健康保険事業が、都道府県単位で財政運営されることとなります。今後は県から割り当てられた納付金の一部を被保険者が税として負担することとなります。このような制度改正に伴い、税率の改定を行います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。(県から割り当てられた水準と市の国保税の水準に大きな開きがあるため、毎年税率改正することを予定しています。)

○税率改正のポイント (平成30年度)

- ・所得割を引き上げます。
- ・均等割は、医療給付費分と介護納付金分を引き上げ、後期高齢者支援金分を引き下げます。
- ・平等割を引き下げます。
- ・法定軽減対象世帯の基準を拡大します。

○税率比較表

平成29年度

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割 ※1	4.80%	2.05%	1.75%
均等割 (1人あたり)	18,000円	11,000円	10,000円
平等割 (1世帯あたり)	17,000円	10,000円	6,000円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円



平成30年度

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割 ※1	5.02%	2.28%	2.20%
均等割 (1人あたり)	21,400円	9,600円	11,300円
平等割 (1世帯あたり)	15,200円	6,800円	5,600円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※1 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて算出します。

○税率改定によるモデルケース

ケース① 被保険者2人 (夫48歳 所得300万円・妻46歳 所得100万円)

平成29年度 398,100円 ⇨ 平成30年度 429,300円

31,200円 増

ケース② 被保険者1人 (世帯主65歳 所得60万円)

平成29年度 44,900円 ⇨ 平成30年度 44,500円

400円 減

○法定軽減対象世帯の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、5割軽減および2割軽減の基準を拡大します。7割軽減の基準となる所得は従前どおり33万円です。

軽減割合	世帯の合計所得金額 (改正前)	世帯の合計所得金額 (改正後)
5割軽減	33万円 + 27万円 × 被保険者数	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円 × 被保険者数	33万円 + 50万円 × 被保険者数

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

○平成30年度国民健康保険税の納期

前年中の所得に基づき計算した保険税額を、世帯主あてに7月中旬にお送りします。

国民健康保険税は世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。

■ 普通徴収（口座振替、クレジット、金融機関、コンビニ等で納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成30年 7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月25日	平成31年 1月31日	2月28日

※平成29年7月1日から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の普通徴収について、収納率向上対策等の一環として、新規に国民健康保険に加入された世帯については原則口座振替をお願いすることとなりました。口座振替は、現金を持って移動することなく、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく便利です。現在国民健康保険に加入中で、納付書で納付されている世帯につきましても、随時口座振替の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

■ 特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

◎特別徴収の対象者

年金受給者は、原則として保険税を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収となります。

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合
- ・年金受給額が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

※特別徴収の対象者であっても、申し出により「普通徴収（口座振替）」で保険税を納めることも可能です。

国民健康保険税徴収に係る嘱託通訳を募集します

募集人数	1人（平成30年7月1日採用）
応募資格	昭和23年4月2日以降に生まれた心身ともに健康な人 ポルトガル語の会話・翻訳および日本語の読み書きができる人 パソコン操作ができる人（ワード、エクセル等）
勤務内容	窓口業務補助、納税相談業務補助、電話対応、戸別訪問業務、各種書類の発送補助、書類整理他
勤務時間	月～金曜日 週5日以内 月21日以内 午前9時15分～午後4時 1日7時間以内を基本とする
休日	毎週土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
報酬	月額149,500円（平成30年4月1日現在）
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険（同等のもの）
勤務先	知立市役所 国保医療課
選考方法	【1次選考】書類選考 【2次選考】面接試験（書類選考合格者のみ面接を実施。面接の日時は6月14日（木）午前10時から。）
応募方法	5月14日（月）～25日（金） 午前8時30分～5時15分まで 指定の申請書および履歴書（縦4cm×横3cm写真添付）を直接または郵送で国保医療課へ提出してください。
その他	募集要項は5月7日（月）から国保医療課で配布するほか、市ホームページに掲載します。
受付窓口および問合せ先	知立市役所 国保医療課 国保年金係（市役所1階2番） ☎95-0123